

初秋の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、乙訓2市1町の行政・福祉事業所・障がい者団体等で構成する乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、障がい者の自立した生活の実現に向けて、様々な課題について協議を行なっております。

協議会の6つの部会・委員会のうち、乙訓医師会の堀直樹先生に委員長をお願いしている「医療的ケア」委員会では、「医療的ケア」が必要な方の短期入所施設の増設に向けて様々な協議を行ってきました。

しかしながら、管内の障害福祉施設は入所機能がないため、現状では「医療的ケア」の必要な方のニーズに十分対応できておらず、また将来的にも増設見込みが限られており、医療機関での対応についても検討が必要ではないかとの意見が多く出されています。

障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）の施行により、医療機関でも障害者の短期入所が可能となりましたが、このことは十分に周知されておらず、京都府の北部地域では一部実施されていますが、現時点では乙訓管内では実施されておられません。

このため、医療機関における「医療的ケア」の必要な方の短期入所の制度についてご説明させていただき、ご理解をいただきたいと考えております。

つきましては、10月中旬～下旬ごろに担当者がお伺いし、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、お伺いする日時につきましては、別途担当者からお電話で調整させていただきます。

令和元年9月 日

乙訓地域の病院の医療相談担当者 様

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局

(お問い合わせ先)

乙訓福祉施設事務組合

乙訓圏域障がい者総合相談支援センター

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局 能 塚

Tel075-954-7939 fax075-959-9086

E-mail otsufukugm@cup.ocn.ne.jp

医療型短期入所受入体制強化事業

<目的>

レスパイト機能を担う医療型短期入所事業所の拡大のため、看護師の加配等に要する経費を補助

<実施主体>

医療型短期入所を実施する病院（指定障害福祉サービス事業所）

<対象経費>

- ①居宅介護を行う事業者から居宅介護の提供に当たる従業員の派遣を受ける事業
- ②訪問看護を行う事業所から看護師その他の訪問看護の提供に当たる従業員の派遣を受ける事業
- ③短期入所を行うに当たり介護又は看護に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために知事が特に必要と認める事業

<補助金額>

補助上限額 10,000円 / 人・日当たり
(府・市町村で1 / 2 ずつ負担)

参 考：指定障害福祉サービスについて

○人員基準及び設備基準（空床利用型事業所）

- ・従業者…病院の基準を満たしている ・管理者…基本的に病院と同一
- ・設 備…病院の基準を満たしている

○サービスの報酬（短期入所サービス）

- ・医療型短期入所サービス費

費目		基本報酬	備考
医療型短期入所サービス費	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,889単位/日	重症心身障害者・児等を対象。看護体制7：1
	医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,686単位/日	重症心身障害者・児等を対象
	医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,679単位/日	蔓延性意識障害者等
医療型特定短期入所サービス費	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,768単位/日	重症心身障害者・児等（宿泊を伴わない）を対象。看護体制7：1
	医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,555単位/日	重症心身障害者・児等（宿泊を伴わない）を対象
	医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,578単位/日	蔓延性意識障害者等（宿泊を伴わない）を対象
	医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,014単位/日	重症心身障害者・児等（日中活動系サービスを併せて利用）を対象。看護体制7：1
	医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,881単位/日	重症心身障害者・児等（日中活動系サービスを併せて利用）を対象
	医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,209単位/日	蔓延性意識障害者等（日中活動系サービスを併せて利用）を対象

単位数単価：10.36円（向日市、長岡京市、大山崎町 地域区分別級地 6級地）

（資料「障害者総合支援法事業者ハンドブック 2018年版」）